給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	

市町村長殿 令和　年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地			
		氏名又は名称	㊞	特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課　係 氏名 （電話番号　）

給与所得者				(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
受給者番号（整理番号）		氏名								
個人番号										
給与の支払をなくなった後の住所				円	月から　月まで	円	・・	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 （理由　）	円
新しい勤務先の名称及び所在地					円					控除社会保険料額 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定			※市町村記入欄
1.異動が令和　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出） 2.異動が　年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	
		・	円	円	
異動者印		・	円		
		・	円		

記載心得

1　給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
　この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2　特別徴収に係る給与所得者異動届出書
　この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3　「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

4　「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5　「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。
(1)　給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
(2)　退職後令和　年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
(3)　(1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。（注　次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
①　異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
②　令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
③　死亡による退職であるため。

6　「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7　「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

8　「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。

9　※印の欄には、記載しないでください。